

助役の事務分担についての基本的考え方

1 担当事務の分担の表し方について

担当事務の分担の表し方については、「政策の重要度や優先度を意識した行政執行」の方向性を助役の事務分担にも反映させるため、「重点政策（課題）」を先に表示する現行の形式を継続する。

2 担当事務に関する変更点

(1) 重点政策

これまでの重点政策課題の9項目（本市の長期総合計画の中期の実施計画である5年計画で示している「重点課題」の6項目である「経済の活性化」「少子・高齢社会に対応した地域福祉の推進」「環境と調和した豊かな暮らしの実現」「総合交通対策の推進」「市民文化の創造及びスポーツの振興」「市民・企業・行政のパートナーシップの推進」に「行財政改革の推進」「財政健全化の推進」「IT経営戦略の推進」の3項目を加えた9項目）を、施政方針フレームの15年度重点政策の4項目に、「市民自治の推進」及び「市役所改革の推進」を加えた次の6項目に変更するとともに、「重点政策課題」を「重点政策」に変更する。

- ・ 市民自治の推進に関すること
- ・ 市役所改革の推進に関すること
- ・ 元気な経済が生まれ、安心して働ける街の実現に関すること
- ・ 市民が支えあい、地域で福祉をはぐくむ街の実現に関すること
- ・ 世界に誇れる環境の街の実現に関すること
- ・ 芸術・文化、スポーツを発信する街の実現に関すること

(2) 特命事項

所管する重点政策から派生する施策、全庁的な横断的執行体制を必要とするもの、市長公約の中で特に推進を必要とするものなどを特命事項として新たに分担する。

3 重点政策、局等及び特命事項の分担について

(1) 重点政策及び特命事項の分担

ア 田中助役は、重点政策として「市民自治の推進に関すること」、「市役所改革の推進に関すること」及び「芸術・文化、スポーツを発信する街の実現に関すること」、特命事項として「規制改革」及び「庁内分権」を担当する。

イ 福迫助役は、重点政策として「世界に誇れる環境の街の実現に関すること」、特命事項として「ITの推進」及び「都心のまちづくり」を担当する。

ウ 小澤助役は、重点政策として「元気な経済が生まれ、安心して働ける街の実現に関すること」及び「市民が支えあい、地域で福祉をはぐくむ街の実現に関すること」、特

命事項として「緊急経済対策」, 「財政の健全化」, 「少子化対策」及び「来客 2,000 万人誘致」を担当する。

(2) 局等の分担

ア 上記(1)の分担に応じて, 事務の関連が深い局等を担当する。

イ 総務局とオンブズマン事務局, 総務局と消防局, 保健福祉局と市立札幌病院, 下水道局と水道局は, 事務の関係・関連性からそれぞれ同一の助役が担当する。

ウ 行政委員会(委員)に関する事務については, 当該行政委員会(委員)に係る連絡調整事務を行う局を担当する助役が担当する。

エ これからの市政のなかで, 地域のまちづくりが重要になっており, 区の果たす役割が大きくなるとともに, 区への権限移譲も必要となる。そこで, 各助役が区に対する共通認識を持つとともに, 地域の特色を活かしたまちづくりを進めるため, 各区を分担する。

4 各助役の事務分担

	重点政策	局等	特命事項
田中助役	(1)市民自治の推進に関する事 (2)市役所改革の推進に関する事 (3)芸術・文化, スポーツを発信する街の実現に関する事。	(1)総務局, 市民局, 都市局, 消防局, 中央区, 北区, 東区, オンブズマン事務局及び会計室に属する事務 (2)選挙管理委員会, 人事委員会, 監査委員及び議会に関する事務	(1)規制改革 (2)庁内分権
福迫助役	(1)世界に誇れる環境の街の実現に関する事。	(1)企画調整局, 環境局, 建設局, 下水道局, 交通局, 水道局, 白石区, 厚別区, 豊平区及び清田区に属する事務	(1)ITの推進 (2)都心のまちづくり
小澤助役	(1)元気な経済が生まれ, 安心して働ける街の実現に関する事。 (2)市民が支えあい, 地域で福祉をはぐくむ街の実現に関する事。	(1)財政局, 保健福祉局, 経済局, 市立札幌病院, 南区, 西区及び手稲区に属する事務 (2)教育委員会, 農業委員会及び固定資産評価審査委員会に関する事務	(1)緊急経済対策 (2)財政の健全化 (3)少子化対策 (4)来客 2,000 万人誘致

問い合わせ先

総務局行政部都市経営課

2 1 1 - 2 1 7 7